

防衛装備庁公示第 30 号
令和 8 年 7 月 23 日

令和 8 年度「防衛省独自の新文書管理システム（仮称）設計・開発」
の契約希望者募集要領

防衛省独自の新文書管理システム（仮称）設計・開発の契約を希望する者は、
下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
総括装備調達官
浅見 智宏
(公印省略)

記

- 1 装備品等の品名及び仕様書等
品 名：防衛省独自の新文書管理システム（仮称）設計・開発
仕様書番号：5-08-0011
- 2 応募に必要な資格
公募に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）を有する者であること。
 - (3) 「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第 1 号）及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
 - (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 応募方法

- (1) 応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するものとし、別紙の審査資料一覧表及びそれに基づく各資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。
- (2) 部数及び提出要領
提出期限までに提出先に1部を持参又は郵送すること。
- (3) 提出期限
令和8年8月19日（水）
- (4) 提出時間
土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日、午前10時から午後6時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (5) 提出先
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付電子計算機室
調達第3班 03-3268-3111 内線35492
メールアドレス：ichikawa.miho.oa@atla.mod.go.jp

4 仕様書の貸出

- (1) 貸出場所 3の(5)に同じ。
- (2) 貸出方法 2の(1)～(5)までに示す資格を有する者に対し手渡しによって貸出を行う。

5 提出資料の審査等

- (1) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から資料について説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造態勢等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

6 審査結果の通知

- (1) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知します。

- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第17条及び第18条の規定を適用します。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官に対して以下により書面をもって説明を求めることができます。

ア 提出期限

審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。

イ 提出場所

3の(5)に同じ。

ウ その他

書面は持参又は郵送すること（郵送の場合は当日消印有効。）。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 再苦情の申立て

- (1) 7の(2)の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができます。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答します。

9 提出資料等の取り扱いに関する留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された提出資料は返却しません。
- (4) 提出された提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しません。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料の再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。

ます。

- (6) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

1 0 応募者の義務等

- (1) 入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。
- (2) 応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。
- (3) 応募者は、貸出した仕様書の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

1 1 その他の注意事項

- (1) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 当該品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。なお、品名の一部変更及び仕様書が改訂される場合がある。

別記様式

契 約 希 望 申 請 書

令和 年 月 日

殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名

当社は、防衛装備庁公示第 号（令和 年 月 日）に基づく、
下記の調達品等について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容
を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

番号	品目
1	防衛省独自の新文書管理システム（仮称）設計・開発

添付書類：審査資料一覧表

審 査 資 料 一 覧 表

担 当 者 名
連 絡 先

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であることを誓約する書類
- 2 競争参加資格（資格審査結果通知書（写し））
- 3 指名停止を受けている期間中でなく、指名停止を受けている期間中の者と資本関係又は人的関係のない者であることを誓約する書類
- 4 履行可能なことを証する資料
 - （1）文書管理に係る大規模基幹情報システム（利用者数15万人以上規模）について、クラウド基盤上におけるシステムの設計、開発及び運用（又は保守）に関する技術（システム構成図、アーキテクチャ設計、性能設計、運用設計等）、並びに当該システムの構築に係る経験及び実績
 - （2）当該規模のシステムにおける可用性確保（冗長化、フェイルオーバー）、継続性（障害対応、災害対策）、システム連携（API連携）、セキュリティ対策に関する技術に係る経験及び実績
- 5 実施計画等
 - （1）実施計画
 - （2）履行体制を証明できる資料
 - ・ 履行に係る関連部門の管理体制
 - ・ 履行に関わる部門のセキュリティ体制
 - ・ 品質管理体制
 - ・ 開発体制
 - ・ 再委託予定会社、再委託範囲
- 6 情報保全
 - （1）本役務の実施体制
 - （2）情報保全に係る履行体制